

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所指定番号 第0470201179号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	5
8. 重要事項説明書付属文書	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 宮城県石巻市穀町15番2号
- (3) 電話番号 0225-96-5290
- (4) 代表者氏名 会長 林 久 善
- (5) 設立年月日 平成17年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援(以下「サービス」という。)を提供します。

- (3) 事業所の名称 石巻市社協介護プランセンター渡波
事業所指定番号 第0470201179号
- (4) 事業所の所在地 宮城県石巻市新成一丁目7番地1
- (5) 電話番号 0225-25-3080
- (6) 当事業所の運営方針
 - ①事業所の介護支援専門員は契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供できるよう援助を行います。
 - ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 - ③事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - ④事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (7) 開設年月日 平成17年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 石巻市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し、国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
電話相談	24時間電話対応可能

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するため、指定基準を遵守し職員を配置しています。主な職員の配置状況は別紙1のとおりです。

なお、職員配置に変更が生じた場合については、新たに提示させていただきます。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条、第17条参照）

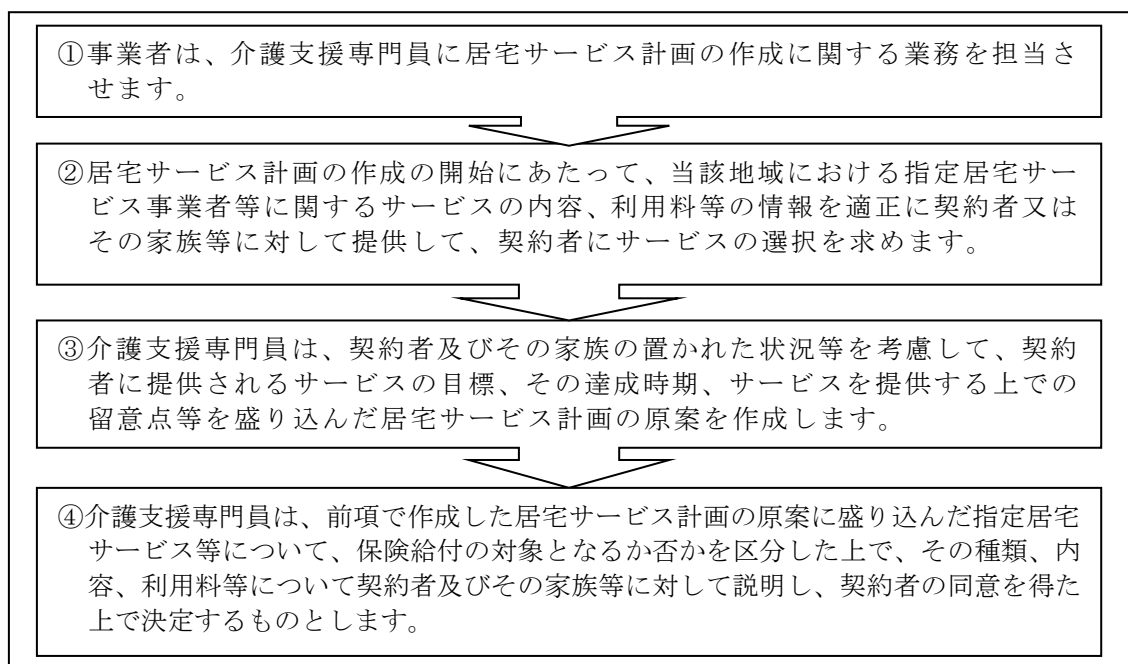
<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。また、サービスの提供にあたって、契約者に提供されるサービスが特定の事業者等に偏することのないよう、前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき説明を行います。これについては、別紙2のとおりです。

なお、契約者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた理由の説明を求めることができます。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

サービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙1のと通りのサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

なお、法律の規定に基づき、利用料金に変更が生じた場合については、新たに提示させていただきます。

（２）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

事業所の実施地域を越える地点から、1kmにつき 37円

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（１）及び（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．現金集金

イ．下記指定口座への振り込み

七十七銀行 石巻支店 普通 9 2 1 2 6 0 4

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 会長 林 久 善

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

契約者が病院等に入院した場合には、退院後の円滑な在宅生活を支援するため、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院に伝えるよう、契約者又はその家族等に対し協力を求めます。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 苦情の受付

別紙1のとおりです。

(2) 苦情処理

事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する契約者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

石 巻 市 役 所 保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課	所在地 電話番号 受付時間	宮城県石巻市穀町14番1号 0225-95-1111（代表） 毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 022-222-7700 毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時
宮 城 県 社 会 福 祉 協 議 会 福祉サービス利用に関する運営 適 正 化 委 員 会	所在地 電話番号 受付時間	宮城県仙台市青葉区本町三丁目7番4号 022-716-9674 毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後5時

令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

石巻市社協介護プランセンター渡波

説明者職名 介護支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

契 約 者	住 所 :	
	氏 名 :	印
(署名代行者)	住 所 :	
	氏 名 :	印
契約者家族代表	住 所 :	
	氏 名 :	印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・契約終了後も守秘義務については継続いたします。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができますものとしします。
- ④事業所は、契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ・虐待防止のための指針を整備します。
 - ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ・前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
 - ・事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑤事業所は、感染症や非常災害の発生時において、契約者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ⑥事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしします。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ・事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

2. 事故発生時の対応方法及び損害賠償について（契約書第12条参照）

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約

者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約書第2条、第13条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに終了届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合